

平成27年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果を公表します

横浜市公立大学法人評価委員会では、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人横浜市立大学の業務実績評価を毎年度行っており、その評価結果は、市長への報告と公表が法令で定められています。

このたび、「平成27年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」を取りまとめましたので公表します。

【27年度の評価結果（概要）】

■全体的な評価

全体的な評価	教育、研究、附属病院運営等大学活動の多くの部分にわたり、さまざまな工夫・努力が重ねられ、全体としてほぼ順調に業務が実施され、中期目標達成の目途が立ちつつあると認められる。
教育面の評価事項	<ul style="list-style-type: none"> 国際総合科学部において領域横断的プログラム開発を進め、平成28年度から3プログラムの開始を決定したこと 医学部では、国際認証基準を踏まえたアクティブラーニングの積極的導入や教職員FDの充実などを実施したこと
研究面の評価事項	<ul style="list-style-type: none"> 先端医科学研究センター研究棟の増築により、新しく開設された次世代臨床研究センターとともに、遺伝子からタンパク質、細胞レベルの解析を経て、疾患モデル動物による解析までを一貫して行う体制が大幅に充実したこと
医療面の評価事項	<ul style="list-style-type: none"> 附属2病院とも地域の中核的医療施設として、がん医療、救急医療及び災害時医療等の政策的医療を積極的に進めていること
その他（指摘事項）	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学法人化以降初めて赤字決算となったことから、特に附属2病院の収支バランスの健全化に向けてさらなる努力を期待したい 教職員による重大な服務規律違反が相次いで明らかになったことから、全組織・全構成員が強い危機感と責任感をもって、抜本的な取組みを進めることを強く期待したい

■項目別評価（S：年度計画を上回って実施している、A：年度計画を順調に実施している、B：年度計画を十分に実施できていない、C：年度計画を実施していない）

取組項目	評価結果	評価の概要	主な評価（指摘）事項
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組（冊子P5）	A	年度計画を順調に実施したと認められる。	<ul style="list-style-type: none"> 全学的な英語教育の充実 外部資金獲得等の研究支援体制の構築
II 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組（冊子P10）	A	年度計画を順調に実施したと認められる。なお、年度計画を上回っている取組も見られる。	<ul style="list-style-type: none"> 高度、先進的ながん医療の推進 看護師育成の推進
III 法人の経営に関する目標を達成するための取組（冊子P14）	B	年度計画を概ね順調に実施したと認められるが、問題も見られる。	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスの徹底 附属2病院の収支バランスの健全化
IV 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組（冊子P17）	A	年度計画を概ね順調に実施したと認められる。	<ul style="list-style-type: none"> 法人評価を真摯に受け止めた自己評価や認証評価

※ 詳細な評価結果については別添「平成27年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」を参照してください。
(裏面あり)

【参考（評価委員会の概要）】

■目的

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価等を行うため設置(平成16年12月24日)

■評価委員会の主な事務

1. 各事業年度における業務実績についての評価
2. 中期目標期間における業務実績についての評価 など

■委員構成（任期：平成28年12月23日まで）

委員長	かわむらつねあき 川村恒明	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 顧問
委員	ありかわよしこ 蟻川芳子	一般社団法人 日本女子大学教育文化振興桜楓会 理事長
	あるがとおる 有賀徹	独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長
	おおくぼちゆき 大久保千行	横浜商工会議所 副会頭
	おかもとゆみこ 岡本由美子	公認会計士

(委員は50音順)

■開催状況

- 1 第66回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成28年5月18日開催)
- 2 第67回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成28年7月1日開催)
- 3 第68回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成28年7月29日開催)
- 4 第69回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成28年8月19日開催)

■根拠条文（地方独立行政法人法より抜粋）

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

お問合せ先

横浜市公立大学法人評価委員会事務局（横浜市政策局大学調整課）

横浜市政策局大学調整課長 伊勢田 純 Tel 045-671-4271